

令和5年 教育委員会

第8回 定例会 議事日程

令和5年5月23日（火）

第1 協 議

【子ども施設課】

- (1) 千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

第2 報 告

【子ども総務課】

- (1) 子ども部に係る令和5年第2回千代田区議会定例会案件について

【秘密会】

- (2) 教育委員会の傍聴方法等の変更について

【子育て推進課】

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度）の支給について

【学務課】

- (1) 令和5年度 学級編制（令和5年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について
- (2) 令和5年度 学校保健会総会の開催について 【口頭報告】
- (3) 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について
- (4) 臨海学校実施場所の変更について

【指導課】

- (1) 令和6年度使用教科用図書採択について
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和5年度4月）

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月5日号）

千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

昨今の急激な物価高騰に伴い、メレーズ軽井沢の食材費の負担が増えており、現在の食事内容での提供継続が困難となってきていることから、食事料金を改定する。

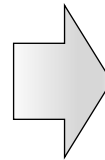
これに伴い、当該食事料金が規定されている「千代田区立少年自然の家条例施行規則」の一部を改正する。

2 改正の内容

朝・夕の食事料金の改定

通常期の大人夕食料金を1,800円から1,900円に、朝食を600円から700円に、年末年始の大人朝・夕食料金を4,200円から、4,400円に、小人の朝・夕食料金を3,100円から3,300円に改定する。

		改定前	
通常期	夕食	大人	1,800円
		小人	1,300円
	朝食	600円	
年末年始	朝・夕2食	大人	4,200円
		小人	3,100円



		改定後	
夕食	大人	1,900円	
	小人	1,300円	
朝食	700円		
朝・夕2食	大人	4,400円	
	小人	3,300円	

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年10月1日

5 改正（食事料金改定）に伴う対応・予定ほか

(1) 周知

広報千代田6月20日号および区・メレーズ軽井沢ホームページに6月20日に掲載

※10月1日宿泊分利用受付開始が7月1日からのため

(2) 今後の予定

5月23日 教育委員会 協議

6月6日 部課長会

6月13日 教育委員会 議案

6月 常任委員会報告

6月20日 広報千代田6月20日号および区・メレーズ軽井沢のホームページに掲載

7月1日 10月1日宿泊分予約受付開始

(3) その他

令和5年9月24日（日）～10月2日（月）でボイラー改修工事に伴う臨時休館および10月3日（火）・4日（水）休館日のため、改定後の食事料金の適用は10月5日（木）宿泊分からとなる。

改正

昭和61年10月1日教委規則第17号

昭和62年3月24日教委規則第1号

昭和63年3月23日教委規則第2号

昭和63年7月12日教委規則第6号

平成2年3月17日教委規則第2号

平成4年7月2日教委規則第4号

平成10年4月14日教委規則第8号

平成14年3月26日教委規則第21号

平成18年4月11日教委規則第26号

令和2年8月26日教委規則第15号

令和3年6月24日教委規則第6号

千代田区立少年自然の家条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、千代田区立少年自然の家条例（昭和61年千代田区条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の申込み及び承認)

第2条 条例第4条第1項に規定する利用の承認を受けようとする者は、利用申込書（別記第1号様式）により、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）に申し込まなければならない。

2 前項の申込みは、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の1日から利用日の10日前までにしなければならない。ただし、12月31日から1月3日までの利用については、10月1日から利用日の10日前までに申し込まなければならない。

3 前項の規定による申込み後、なお空室がある場合は、前項の規定にかかわらず利用日の2日前まで申込みできるものとする。

4 前2項に定める申込期間の最終日が、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までをいう。）（以下「休日等」という。）にあたるときは、当該休日等の直前の休日等でない日をもって申込期間の最終日とする。

- 5 利用の承認は、申込みの順序による。
- 6 第2項から前項の規定にかかわらず、条例第3条第1号に規定する団体が、条例第1条の設置趣旨に基づき利用し、特に委員会が認めたものについては、別に承認するものとする。
- 7 委員会は、利用の承認をしたときは、利用承認書（別記第2号様式。以下「承認書」という。）を交付する。
- 8 前項の規定により、承認書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、少年自然の家を利用するに際し、承認書を提示しなければならない。
- 9 前各項の規定にかかわらず、条例第3条第2号に規定する団体が、授業又は課外活動の一環として、委員会が定める計画に従って利用するときは、承認の手続きがあつたものとみなす。

（利用期間及び時間）

第3条 少年自然の家は、引き続き3泊4日を超えて利用することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めたときは、利用期間を変更することができる。
- 3 施設の利用時間は、利用開始日の午後2時から利用終了日の午前10時までとし、休憩は、午前10時から午後2時までとする。

（利用の取消し及び変更）

第4条 利用者は、条例第8条の2の規定によりその利用の取消し又は利用期日及び利用人数の変更をしようとするときは、利用取消・変更申込書（別記第3号様式）に承認書を添えて、すでに承認されている利用日の2日前（その日が休日等にあたるときは、当該休日等の直前の休日等でない日）までに委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、12月31日から1月3日までの利用で、取消し又は変更しようとするときは、12月25日（その日が休日等にあたるときは、当該休日等の直前の休日等でない日）までとする。

- 2 委員会は、前項の申込みを適当と認めるときは、利用取消・変更承認書（別記第4号様式）を交付する。
- 3 規則第2条第8項の規定は、前項の規定により、変更の承認を受けたものについて準用する。

（使用料の納入）

第5条 使用料は、施設の利用時までには納入しなければならない。ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

（使用料の減免）

第6条 条例第6条の規定により、使用料を減額又は免除するときは、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第2号に規定するものが利用するとき。 免除

(2) その他、委員会が必要と認めるとき。 減額又は免除

2 前項第2号の規定により、使用料の減額又は免除を申請するときは、利用申込書に併せて、使用料減額・免除申請書（別記第5号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（使用料の還付等）

第7条 利用者が条例第5条第2項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、利用しなくなり、又は利用できなくなつた事実が生じた日から利用予定日以後30日以内（その日が休日等にあたるときは、当該休日等の直前の休日等でない日）に、使用料・賄料還付申請書（別記第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 条例第5条第2項ただし書の規定により使用料を還付しない場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第8条第1号又は第2号の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したとき。 既納の使用料の全額

(2) 利用者の都合により利用しなかつた場合で利用日の前日までに利用の取消しの申込みがなかつたとき。 既納の使用料の全額

(3) 利用者の都合により利用承認期間の中途までしか利用しなかつたとき。 既納の使用料の全額

（賄料）

第8条 利用者の賄料は、別表に定めるとおりとし、施設の利用時までには納入しなければならない。

ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 賄料の還付については、前条の規定を準用する。

（使用料等収納事務の委託）

第9条 使用料及び賄料（以下「使用料等」という。）の収納事務は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、私人に委託することができる。

2 前項の規定により使用料等の収納事務を私人に委託したときは、千代田区長は、その旨を告示し、かつ、公表しなければならない。

3 第1項の規定により使用料等の収納事務の委託を受けた者は、千代田区会計事務規則（昭和39年千代田区規則第3号）等に準拠し、使用料等を速やかに千代田区公金取扱金融機関あてに払い込み、その内容を報告しなければならない。

（休業日）

第10条 施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第1週の水曜日の正午から翌日の正午まで。
- (2) 毎月第3週の火曜日の正午からその週の金曜日の正午まで。
- (3) 12月28日の正午から12月31日の正午まで。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、施設の管理上必要があるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、条例及びこの規則に定める事項を遵守し、かつ、施設を管理する職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和61年5月12日から施行する。

附 則 (昭和61年10月1日教委規則第17号)

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月24日教委規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月23日教委規則第2号)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行し、改正後の東京都千代田区立少年自然の家条例施行規則第8条第1項の規定は昭和63年6月1日以後に使用するものから適用する。
- 2 この規則施行の際、現に使用の承認を受けている者の賄料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年7月12日教委規則第6号)

- 1 この規則は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第2項、第3項、第4項及び第6項の規定は、昭和63年12月1日以後の使用から適用し、昭和63年11月30日以前の使用については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年3月17日教委規則第2号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月2日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都千代田区立少年自然の家条例施行規則の規定は、平成4年7月1日から適用する。

附 則 (平成10年4月14日教委規則第8号)

1 この規則は、平成10年9月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

2 この規則による改正後の東京都千代田区立少年自然の家条例施行規則の規定は、平成10年9月1日以後に使用する者について適用し、同日前に使用する者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月26日教委規則第21号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月11日教委規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区立少年自然の家条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月26日教委規則第15号）

1 この規則は、令和3年1月4日から施行する。ただし、この規則の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

2 この規則による改正後の千代田区立少年自然の家条例施行規則の規定は、令和3年1月4日以後に使用する者について適用し、同日前に使用する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月24日教委規則第6号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

賄料	通常	夕食	大人	1,800円
			小人	1,300円
		朝食	600円	
	年末年始	朝・夕2食	大人	4,200円
			小人	3,100円
	(備考)			
1 年末年始とは、12月31日から翌年1月3日までの期間をいう。				
2 4歳以上12歳未満の者は、小人の食事を選択することができる。				

第1号様式（第2条関係）

千代田区立軽井沢少年自然の家利用申込書												
								年	月	日		
千代田区教育委員会 殿												
					住所							
					申込代表者 氏名							
					電話							
下記のとおり利用したいので申し込みます。												
申込区分		少年団体 ・ 社会教育団体 ・ 個人（該当するものに○）										
申込団体		住所 名称										
利用目的												
利用施設		(A・B・C・D)棟 コテージ(A・B) 宿泊室(A・B)										
泊まる日	年 月 日		人数	大人 名		小人 名		食事	大人食 名		小人食 名	
	年 月 日			大人 名		小人 名			大人食 名		小人食 名	
	年 月 日			大人 名		小人 名			大人食 名		小人食 名	
休憩	年 月 日		人数	大人 名		中学生以下 名						
	年 月 日			大人 名		中学生以下 名						
利用する人	氏 名		年齢	性別	利用対象者		住所又は勤務先等			備考		
	1			男・女	在住 在勤 在学							
	2			男・女	在住 在勤 在学							
	3			男・女	在住 在勤 在学							
	4			男・女	在住 在勤 在学							
	5			男・女	在住 在勤 在学							
	6			男・女	在住 在勤 在学							
	7			男・女	在住 在勤 在学							
	8			男・女	在住 在勤 在学							

第2号様式（第2条関係）

千代田区立軽井沢少年自然の家利用承認書											
								承認第	号		
								年 月	日		
								_____ 感			
下記のとおりに利用を承認します。											
千代田区教育委員会											
申込区分	少年団体 ・ 社会教育団体 ・ 個人										
申込団体	住所 _____ 名称 _____										
利用目的											
利用施設	(A・B・C・D)棟 コテージ (A・B) 宿泊室 (A・B)										
泊まる日	年 月 日	人数	大人	名	小人	名	食事	大人食	名	小人食	名
	年 月 日		大人	名	小人	名		大人食	名	小人食	名
	年 月 日		大人	名	小人	名		大人食	名	小人食	名
休憩	年 月 日	人数	大人	名	中学生以下		名				
	年 月 日		大人	名	中学生以下		名				
利用する人	氏 名	年 齢	性 別	利 用 対 象 者	住所又は勤務先等				備 考		
	1		男・女	在住 在勤 在学							
	2		男・女	在住 在勤 在学							
	3		男・女	在住 在勤 在学							
	4		男・女	在住 在勤 在学							
	5		男・女	在住 在勤 在学							
	6		男・女	在住 在勤 在学							
	7		男・女	在住 在勤 在学							
8		男・女	在住 在勤 在学								
使用料	宿泊料	大人	円	小人	円	計		円			
	膳料	大人	円	小人	円	計		円			
	休憩料	大人	円	中学生以下	円	計		円			

第3号様式

千代田区立軽井沢少年自然の家使用取消・変更申込書

千代田区教育委員会殿

年 月 日

申込代表者 氏名 _____

住所 _____

電話 _____

下記のとおり使用取消・変更申込みます。

承認番号	年 月 日 第 号											
使用取消	年 月 日～ 年 月 日の使用分											
使用 変更	変更前					変更後						
	月 日	年 月 日から					年 月 日から					
		年 月 日まで					年 月 日まで					
	利用 棟	A B C 棟	室				A B C 棟	室				
		D 棟	室				D 棟	室				
利用 する 人	増・減	氏 名	年 齢	性 別	住所または勤務先等						備 考	

使 用 料	増										減												
	宿 泊	D 棟	室				延	室				円	室				延	室				円	
		中学生以下	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円						
		大 人	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円						
	泊	A B C 棟	室				延	室				円	室				延	室				円	
		中学生以下	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円						
		大 人	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円						
	休 憩	中学生以下	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円						
		大 人	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円	男 名	女 名	延 名		円						
	賄 料		(二食・朝・夕)										円	(二食・朝・夕)									
計												円											円
合 計		増額・減額 (還付)																					円

第4号様式

千代田区立軽井沢少年自然の家使用取消・変更承認書

年 月 日

申込代表者 氏名 _____ 様

住所 _____

電話 _____

千代田区教育委員会

下記のとおり使用取消・変更承認します。

承認番号	年 月 日 第 号											
使用取消	年 月 日～ 年 月 日の使用分											
使用 変更	変更前						変更後					
	月 日	年 月 日から						年 月 日から				
		年 月 日まで						年 月 日まで				
	利用 棟	A B C 棟	室				A B C 棟	室				
		D 棟	室				D 棟	室				
利用 する 人	増・減	氏 名	年 齢	性 別	住所または勤務先等						備 考	

使 用 料	宿 泊	D 棟	室	延 室	円	室	延 室	円		
		中学生以下	男 名	女 名	延 名	円	男 名	女 名	延 名	円
		大 人	男 名	女 名	延 名	円	男 名	女 名	延 名	円
	泊	A B C 棟	室	延 室	円	室	延 室	円		
		中学生以下	男 名	女 名	延 名	円	男 名	女 名	延 名	円
		大 人	男 名	女 名	延 名	円	男 名	女 名	延 名	円
	休 憩	中学生以下	男 名	女 名	延 名	円	男 名	女 名	延 名	円
		大 人	男 名	女 名	延 名	円	男 名	女 名	延 名	円
	賄 料		(二食・朝・夕)			円	(二食・朝・夕)			円
	計					円				円
合 計		増額・減額(還付)							円	

第5号様式

軽井沢少年自然の家使用料の減額・免除申請書

千代田区教育委員会殿

年 月 日

申込団体名 名称 _____

住所 _____

電話 _____

申込代表者 氏名 _____

住所 _____

電話 _____

下記のとおり使用料の減額・免除を申請します。

利用承認番号	年 月 日付 第 号承認
利用期間	年 月 日～ 年 月 日 (泊日)
利用人員	名(延名)
申請理由	

第6号様式

千代田区立軽井沢少年自然の家使用料・賄料還付申請書

年 月 日

千代田区教育委員会殿

下記のとおり還付を申請します。

承認番号	年 月 日 第 号						
申込代表者	(住所)						
	(氏名) ㊦ 電話						
理由	千代田区立少年自然の家条例施行規則第7条第1項 1 第2号該当 2 第3号該当						
還 付 内 訳							
宿 泊				金額	休憩	金額	
使 用 料	D棟	室		延室	円	延名	円
	中学生以下	男名	女名	延名	円	延名	円
	大人	男名	女名	延名	円	小計㊦	円
	A B C棟	室		延室	円		
	中学生以下	男名	女名	延名	円		
	大人	男名	女名	延名	円		
賄料(二食・朝・夕)				名	円		
				名	円		
小 計 ㊦					円		
合 計 (㊦+㊦)					円		

新旧対照表（抄）

○千代田区立少年自然の家条例施行規則

新（改正後）					旧（現行）					
第1条～第12条（現行に同じ） 別表（第8条関係）					第1条～第12条（略） 別表（第8条関係）					
賄料	通常	夕食	大人	1,900円	賄料	通常	夕食	大人	1,800円	
			小人	1,300円				小人	1,300円	
			朝食	700円				朝食	600円	
	年末年始	朝・夕2食	大人	4,400円	年末年始	朝・夕2食	大人	4,200円		
小人			3,300円	小人			3,100円			
(備考) 1 年末年始とは、12月31日から翌年1月3日までの期間をいう。 2 4歳以上12歳未満の者は、小人の食事を選択することができる。					(備考) 1 年末年始とは、12月31日から翌年1月3日までの期間をいう。 2 4歳以上12歳未満の者は、小人の食事を選択することができる。					
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。										

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。
- 2 この規則による改正後の千代田区立少年自然の家条例施行規則の規定は、令和5年10月1日以後に使用する者について適用し、同日前に使用する者については、なお従前の例による。

教育委員会の会議の傍聴方法及び出席方法の変更について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行されたことに伴い、教育委員会の傍聴方法及び出席方法を次のとおり変更する。

1 傍聴方法及び出席方法の変更

(1) 傍聴方法

会議の傍聴方法は、教育相談室でのオンライン配信による傍聴から教育委員会室での傍聴に変更する。

(2) 出席方法

幹部職員の会議の出席方法は、自席でのオンライン出席から教育委員会室での出席に変更する。ただし、千代田区教育委員会会議規則第14条第2項において準用する第3条の2第2項各号の規定する条件に該当する場合は、自席等からオンライン出席することができる。

千代田区教育委員会会議規則第3条の2

第3条の2 (略)

2 前項の規定による出席（以下「オンライン出席」という。）ができる条件は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項の規定に基づく協力要請その他これに準ずる法令等に基づく要請、依頼等があった場合
- (2) 交通機関の途絶等により会議の場所までの交通手段が確保できない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育長が必要と認める場合

2 開始時期

上記1(1)は、令和5年5月23日（火）第8回定例会から実施する。

上記1(2)は、令和5年6月13日（火）第9回定例会（教育委員会室に新たな什器が納入された後）から実施する。

3 その他

教育委員会室のリニューアル後（9月以降）は、傍聴に出向かなくても、また、議事録の公開を待たずして、教育委員会の会議の議論を聞けるようにし、教育施策に関する意思決定の透明性を高めるために、YouTube上にチャンネルを設け、教育委員会の会議をYouTubeで録画配信※（遅くとの翌日までにUPする。）する取組み等の検討をする。

※ライブ配信の方法も可能だが、ライブ配信は非公開の案件の切り分け等が容易ではないことから当面は、録画配信とする。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度）の支給について

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

1 給付額

児童一人あたり 50,000 円

2 対象

(1) ひとり親世帯 対象児童 約 400 人

①令和5年3月分児童扶養手当受給者

②公的年金受給による児童扶養手当不受給の世帯（公的年金受給者）

③上記①②に該当しない世帯のうち、食費等の物価高騰により家計が急変し、急変後1年間の収入見込み額が児童扶養手当受給世帯と同水準になった世帯（家計急変者）

(2) その他世帯 対象児童 約 1,000 人

①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を千代田区から受給した世帯等（令和4年度住民税均等割が非課税の世帯等）

②上記①に該当しない世帯のうち、食費等の物価高騰により家計が急変し、収入見込み額等が住民税均等割非課税世帯と同水準になった世帯（家計急変者）

3 支給方法

(1) 上記2（1）①（児童扶養手当受給者）及び2（2）①（令和4年度その他世帯給付金受給者）は、申請不要（手当等の振込先として登録済みの口座に自動的に振込み）。

(2) (1) 以外の方は、要申請。

4 予定経費

75,678,000 円 （全額国庫負担：10/10） 令和5年度予備費

<内訳>

【ひとり親世帯分】 21,956,000 円（内訳：給付費 20,000,000 円 事務費 1,956,000 円）

【その他世帯分】 53,722,000 円（内訳：給付費 50,000,000 円 事務費 3,722,000 円）

5 スケジュール

(1) 申請不要の方（登録済みの口座に自動的に振込みの方）

令和5年5月31日（水） 支給予定

（参考）令和4年度支給日：6月30日（ひとり親世帯）、7月29日（その他世帯）

(2) 申請が必要な方（家計急変者等）

令和5年6月1日（木）～令和6年2月29日（木）に申請、支給

6 周 知

事業の概要について、広報紙（5月20日号及び6月5日号）及び区のホームページ（随時更新中）に掲載。申請状況を確認しながら、勸奨通知を検討する。

7 過去の実績

扶 助 費								
	ひとり親世帯				その他世帯			
	予算		決算		予算		決算	
	児童数	金額	児童数	金額	児童数	金額	児童数	金額
令和2年度	740	35,000,000	675	31,270,000	—	—	—	—
令和3年度	400	20,000,000	283	14,150,000	825	38,506,000	663	33,298,000
令和4年度	400	20,000,000	266	13,300,000	825	41,250,000	638	31,900,000
令和5年度	400	20,000,000	—	—	1,000	50,000,000	—	—

事 務 費								
	ひとり親世帯				その他世帯			
	予算		決算		予算		決算	
	児童数	金額	児童数	金額	児童数	金額	児童数	金額
令和2年度	—	2,345,000	—	1,421,180	—	—	—	—
令和3年度	—	1,932,000	—	1,488,081	—	5,754,000	—	5,385,948
令和4年度	—	2,000,000	—	1,528,666	—	6,352,000	—	2,628,152
令和5年度	—	1,956,000	—	—	—	3,722,000	—	—

- ※ 給付額は、児童1人につき50,000円（令和2年度ひとり親世帯を除く。）
- ※ 令和2年度ひとり親世帯の給付額は、第1子につき50,000円、第2子以後につき30,000円
- ※ 令和2年度ひとり親世帯の児童数は、延べ児童数（年度内3回支給）
- ※ 扶助費の決算額が50,000円で割り切れないものは、返還金の分割払い等が発生したもの
- ※ 令和4年度は決算見込額

令和5年度学級編制（児童・生徒数 / 学級数）

令和5年5月1日現在

[小学校]

学校名	学級数							児童数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
麴町小学校	3	3	3	3	3	3	18	87	85	104	95	107	84	562
九段小学校	3	3	3	3	3	2	17	80	72	88	85	86	73	484
番町小学校	3	3	2	3	2	2	15	82	79	61	75	70	67	434
富士見小学校	3	2	3	3	3	3	17	94	66	95	86	85	86	512
お茶の水小学校	2	2	2	2	2	1	11	55	58	61	47	48	38	307
千代田小学校	2	2	2	2	2	2	12	68	46	61	58	57	43	333
昌平小学校	2	2	2	1	2	1	10	41	44	54	27	49	34	249
和泉小学校	2	3	2	2	2	2	13	67	72	68	62	55	53	377
小計	20	20	19	19	19	16	113	574	522	592	535	557	478	3,258
富士見小学校（特別支援学級 知的障害）							1	1	3	0	1	1	0	6
千代田小学校（特別支援学級 知的障害）							4	4	6	4	5	2	4	25
小学校合計	-						118	579	531	596	541	560	482	3,289

※学級数合計の計は特別支援学級（固定級）を含む

[中学校・中等教育学校（前期課程）]

学校名	学級数				生徒数			
	1	2	3	計	1	2	3	計
麴町中学校	4	4	5	13	126	127	162	415
神田一橋中学校	3	3	3	9	108	91	92	291
小計	7	7	8	22	234	218	254	706
麴町中学校（特別支援学級 知的障害）				1	1	3	2	6
中学校合計	-			23	235	221	256	712
九段中等教育学校（前期課程）	4	4	4	12	159	160	154	473
中学校・中等教育学校（前期課程）合計	-			35	394	381	410	1,185

※学級数合計の計は特別支援学級（固定級）を含む

[通級指導学級・特別支援教室]

学校名	学級数							児童・生徒数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
千代田小学校（言語）	1						1	0	7	5	4	2	2	20
小学校特別支援教室（情緒）								28	38	45	35	30	17	193
中学校特別支援教室（情緒）								7	18	17				42
通級合計	1						1	35	63	67	39	32	19	255

※通級指導学級・特別支援教室の児童・生徒数は、在籍校の児童・生徒数に含まれている。

[中等教育学校]

学校名	学級数							生徒数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
九段中等教育学校	4	4	4	4	4	4	24	159	160	154	154	145	144	916

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

1. 概要

令和5年4月28日付け文部科学省の通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することを受け、区立学校（園）においては、下記の対応方針に基づき、従来の感染症対策の見直しを行い、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、学校の実情に応じた対応を依頼した。

2. 令和5年5月8日以降の感染症対策について

- (1) 千代田区教育委員会が策定した「千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン」は廃止とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策としての児童生徒の健康状態の把握は不要とする。
地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じるとともに、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導をおこなう。

3. 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う対応について

- (1) 学校保健安全法施行規則において第二種の感染症に位置付けることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする。
- (2) 濃厚接触者として特定されていた者について、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。
- (3) 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能とする。

夏季自然体験教室（臨海学校）実施場所の変更について

1. 事業概要

夏季自然体験教室（以下臨海学校）は、区立小学校4年生を対象に夏休み期間に実施され、海での遊泳や海浜での様々な体験活動、宿舎での集団生活を通して、心と体の健康づくりを図ることを目的としている。

児童が豊かな自然の中で泳いだり、磯遊びを楽しんだりしながら、自然に親しむ気持ちや進んで水泳に取り組む意欲を高めるだけでなく、共同生活を送り、自立心や必要な規律、協調性など社会性を身につけさせるためにも重要な体験活動となっている。

2. 変更理由

令和4年7月の臨海学校終了後、実施場所である岩井海岸の民宿より、個人経営で高齢のため翌年度以降の実施に不安が募ると申し入れがあり、令和5年度以降の実施場所について変更を検討することとした。

3. 検討項目

- ・ 150名以上が宿泊可能な施設であること
- ・ 学校入れ替わりのタイミングには同時に活動できるスペース（食堂・多目的スペース等）が確保されていること
- ・ 遊泳や海浜での様々な体験活動が近隣の海で行うことができる施設であること

4. 検討経過

令和4年8月 教育委員会事務局職員が、千代田区から小学4年生がバスで移動可能な範囲内（2時間以内で到着できる候補地）として、岩井海岸・保田海岸・白子海岸・三浦海岸の現地視察

令和4年9月 教育委員会事務局の検討内容をもとに、校長会で検討

令和5年1月 校長会による実地踏査の実施

令和5年3月 校長会で実施場所の変更を了承

5. 検討結果

検討項目の条件を満たす施設を探したところ、条件を満たす宿泊施設はあったが、経営者が高齢であり継続性に不安があること、波が高く小学4年生の泳力では危険な海岸であること、実施経費が高額となる等の理由で実施が困難である施設がほとんどであり、条件を満たす唯一の施設であるサンセットブリーズ保田を変更実施場所とした。

この施設は、岩井での臨海学校実施時にも、往路の途中で施設隣接の海岸で磯遊びを実施していたことから学校の馴染みも深く、波が少なく安全に臨海学校が実施可能であり、往復バス移動にかかる時間が1時間以上短縮できるメリットがある。

6. 変更実施場所

サンセットブリーズ保田

所在地 千葉県安房郡鋸南町大六1032（施設概要は裏面参照）

サンセットブリーズ保田 館内図

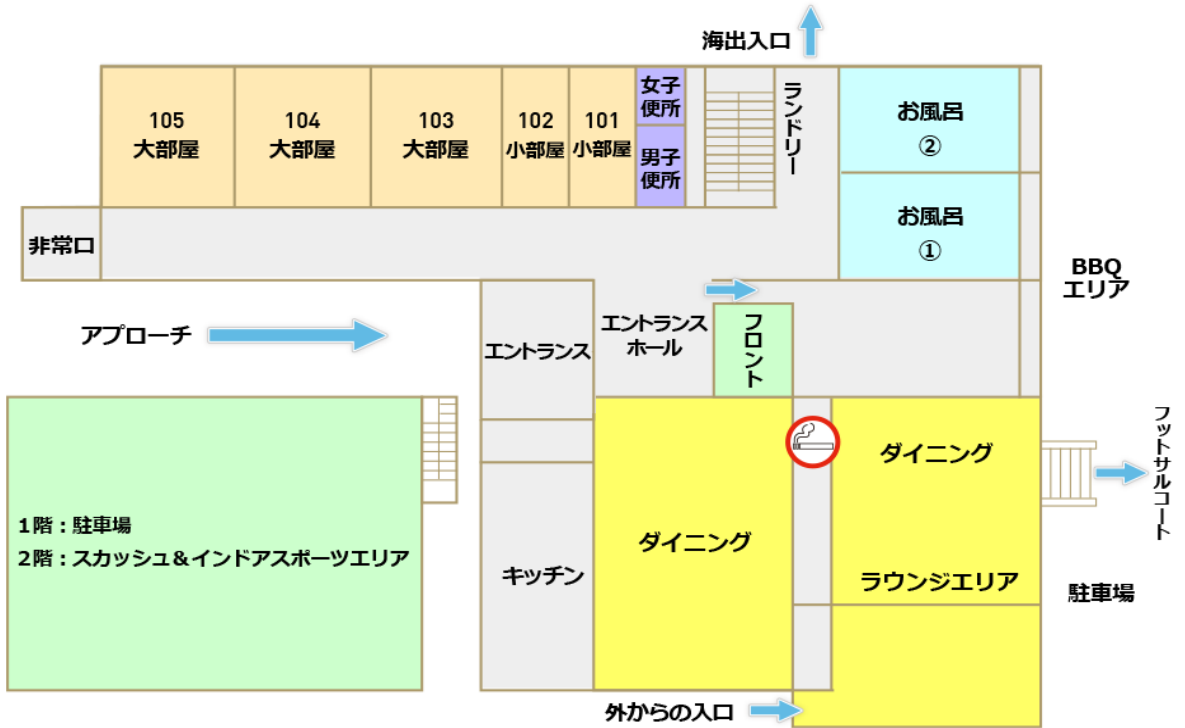
3F



2F



1F



令和6年度使用 教科用図書採択について

別添「令和6年度使用 千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択事務日程並びに千代田区立九段中等教育学校（後期課程）、特別支援学級（小・中）」のとおり、令和6年度使用 教科用図書採択事務を行う。

【資料1-1】千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

【資料1-2】千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱
に関する細目

【資料2】千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

【資料3】千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

【資料4】教科書採択における公正確保の徹底及び令和6年度使用教科書の採択事務処理に
ついて（通知）

（令和5年4月18日付 5教指管第83号の写し）

【資料5】教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

（令和5年3月31日付 4文科初第2729号の写し）

【資料6】令和6年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

（令和5年3月31日付け 4初教科第72号の写し）

【資料7】令和6年度使用義務教育諸学校用教科書の採択方針について（通知）

（令和5年4月28日付 5教指管第184号の写し）

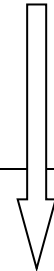
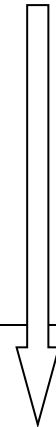
【資料8】教科書の採択方針について（答申）

【資料9】教科書展示会の実施について

【別 添】令和6年度使用 千代田区立学校教科用図書採択事務日程

令和6年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程

月	教育委員会事務局	小学校	特別支援学級 (小・中)	九段中等教育学校 (後期課程)	展示会
4月	4/11(火) 教育委員会報告 【令和6年度使用 教科用図書の採択事務日程等】	4/11(火) 校園長会 (予告・依頼) 校長会長へ選定委員、調査委員推薦、各校での 自主研究の実施依頼			
	4/28(金)第1回選定委員会	4/28(金) 第1回選定委員会 (役所、15:30-)			
	<事務局> ・小学校長会長に、選定委員(4/11 通知)、調査委員(4/28 通知)推薦依頼 ・教科書見本確認 (4月末までに届く予定)				
5月	5/23(火) 教育委員会定例会(詳細報告) 【令和6年度使用教科用図書の採択について】 <事務局> ・九段中等校長に、選定依頼 ・小学校に、見本本配付 5/1(月)～5/31(水) ・特別支援学級設置校長に、調査及び申請依頼	5/1(月)～5/31(水) 自主研究 (各校) 見本本の閲覧・各教科書について調査研究 研究結果をまとめて調査委員で集約	5月中旬～6月下旬 調査研究・選定	5月中旬 選定委員会設置 要綱及び委員名簿提出 5月中旬～6月下旬 調査研究・選定	5/15(火)校園長会 5/16(火)部課長会 5/23(火)教委報告 5月中旬に図書館HP公表・広報ちよだ掲載



6月	6/1(木)第1回調査委員会 6/20(火)第2回調査委員会	6/1(木)第1回調査委員会 6/20(火)第2回調査委員会 各委員長校にて開催 ※都合がつかない場合は 6/1(木)～6/20(火) の期間で調整実施 ※調査状況により、各部会で第3回実施も可	↓	↓	6/7(水) 会場設営・搬入 6/8(木)～7/2(日) (6/25(日)は休館日) 教科書展示会 (於：千代田図書館) 7/3(月) 撤収・搬出
	調査委員会の報告内容について集約、確認	6/20(火) までに調査結果を各教科の選定委員長に報告			
	6/30(金) 第2回選定委員会、	6/30(金) 第2回選定委員会 (役所13:30～)			
7月	7/3(月) 第3回選定委員会	7/3(月) 第3回選定委員会 (役所14:00～)	7/11(火) 選定理由及び 結果報告(→事 務局)	7/11(火) 選定理由及び結 果報告(→事務 局)	
	7/4(木) 部課長会				
	7/11(火) 教育委員会定例会 【小学校教科用図書選定委員会答申(報告)】	7/11(火) 教育委員会定例会 教育委員会に選定結果答申の報告			
	～7/21 教育委員会教科書検討				
	7/21(金) 教科書懇談会 (役所13:30～)	7/21(金) 教科書懇談会 (役所13:30～)			
	7/31 臨時教育委員会【協議】秘密会				
8月	8/15(火) 部課長会				
	8/22(火) 教育委員会定例会【議決】 【小学校教科用図書の採択】【中学校・中等教育 学校前期課程教科用図書の採択】 【九段中等教育学校後期課程用教科用図書の採 択】 【特別支援学級(小・中)教科用図書の採択】				
	8/31(木) 採択結果提出(→東京都)				

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17千教教指発第79号
平成17年5月11日教育長決裁
平成19年4月2日教育長決裁
平成20年4月1日教育長決裁
平成21年4月1日教育長決裁
平成22年4月1日教育長決裁
平成26年4月1日教育長決裁
平成27年4月1日教育長決裁
平成29年4月1日教育長決裁
平成30年4月1日教育長決裁
令和2年4月1日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。なお、検定年度に新たな図書の申請がなかった教科は、前回の検定合格図書から採択を行うことができる。その際は4年間の使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究内容を活用し、教育委員会による簡易採択も行えるものとする。この場合、基本的に選定委員会は設けない。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭等から選定教科数に応じて必要数(2～12名程度)と、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

(教科用図書調査委員会)

- 第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設ける。
- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された委員（小学校7名程度、中・中等教育学校1～2名程度）及び選定委員会委員1名をもって構成する。
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
 - 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
 - 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
 - 6 委員長は、調査委員会を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
 - 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
 - 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

（教科用図書研究会）

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
 - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
 - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

（審議の公正確保）

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

（確認書の提出）

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

（所管）

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則（17千教指発第79号）

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則（19千教指発第337号）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則（20千こ育指発第247号）

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。
付則（21千こ育指発第184号）

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
付則（22千子指導発第208号）

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
付則（26千子指導発第268号）

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
付則（27千子指導発第172号）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
付則（29千子指導発第228号）

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
付則（30千子指導発第61号）

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
付則（2千子指導発第120号）

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

2 千子指導発第 1 2 1 号
令和 2 年 4 月 1 日指導課長決裁

1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第 1 1 条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 教科用図書選定委員会

(1) 委員の資格要件

- ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区 P T A から各 1 名とする。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去 3 年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5 に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
- (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。

3 教科用図書調査委員会

(1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校(前期課程)のそれぞれについて、次のとおりとする。

① 小学校

国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育(保健)、英語、特別の教科 道徳

② 中学校・中等教育学校(前期課程)

国語・書写、社会(地理的分野・歴史的分野・公民的分野)・地図、数学、理科、音楽(一般・器楽合奏)、美術、保健体育、技術・家庭(技術分野・家庭分野)、英語、道徳

(2) 委員の資格要件

- ① 教育研究の実績があること。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去 3 年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (3) 調査委員会は、4 に定める教科用図書研究会から提出された調査書(様式 1)を参考に、5 に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表(様式 2)を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書(様式 1)及び調査一覧表(様式 2)を提出する。

4 教科用図書研究会

- (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
- (2) 研究会は、5 に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書(様式 1)を作成し、各調査委員会に報告する。

5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

6 報告様式の取扱い

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
 - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。

平成 22 年 6 月 11 日
千代田区教育委員会

千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

2 教科書の採択について

(1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

(2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。

千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針

1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書（通常の学級で使用するものと同一のもの）の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する。（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 学校教育法附則第9条図書を使用する。ただし、東京都教育委員会が作成した特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書以外を使用する場合には、独自に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書であること。

4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、特性及び心身の発達の段階等に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつものが適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる図書や採択する他教科の図書との関連性を考慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 委員長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 委員長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会教育長に申請する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。

写

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
浜 佳 葉 子
(公印省略)**教科書採択における公正確保の徹底及び令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）**

このことについて、文部科学省から、別添（写）のとおり、教科書採択における公正確保の徹底及び令和 6 年度使用教科書の採択事務処理に関する文書が送付されましたので通知します。

昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認された件がありました。その利益の供与を受けた採択関係者の中には、教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれており、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったところです。

教科書採択の公正確保については、毎年度通知を发出しており、貴教育委員会におかれましては、教科書採択の公正確保に努めていただいているところですが、改めて教科書採択における公正確保の必要性を認識していただくことが重要です。

つきましては、下記のとおり補足説明及び留意事項を付しますので、教科書採択における公正確保の徹底等につきまして、域内の学校をはじめとする各関係者に対して通知の趣旨を改めて周知していただき、より一層の公正確保を図っていただくとともに、採択事務につきましては、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 送付文書（写し）

- (1) 令和 5 年 3 月 31 日付 4 文科初第 2729 号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（以下「公正確保通知」という。）
- (2) 同日付 4 文科初第 2732 号「教科書採択の公正確保について（通知）」【別添通知】（以下「発行者宛て通知」という。）
- (3) 同日付 4 初教科第 72 号「令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（以下「採択事務処理通知」という。）

2 教科書採択の公正確保の徹底**(1) 趣旨・目的（参照：公正確保通知 P. 2 「1（1）」）**

教科書採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 調査員等の選任 (参照：公正確保通知P. 2～4「1 (2)」)

ア 各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等について、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」を選任することは不適當であること。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、特定の教科書発行者（以下「発行者」という。）と関係を有する者を選任することは不適當であること。

イ 令和4年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報や、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報については、都教育委員会から区市町村教育委員会に対して別途情報提供をするので、必要に応じて参照すること（発行者宛て通知 P. 4「(教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて)」も併せて参照すること。)

これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(3) その他審議・調査研究における留意事項 (参照：公正確保通知P. 4「1 (3)」)

調査員等の選任及び調査員等が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、発行者との関係について聴取又は自己申告などを求めるなどした上で、特定の発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱い (参照：公正確保通知P. 4～5「1 (4)」、発行者宛て通知P. 2～4、事務処理通知P. 5～6)

ア 発行者が各採択権者等に送付することができる教科書見本の部数の上限等については、文部科学省が当該発行者に通知している。

- ・ 小学校用教科書

送付先	送付部数の上限	送付時期 (目途)
中核市、特別区教育委員会	教育委員会用 8部	4月末
	採択地区用 4部	
その他の教育委員会 (単独採択地区)	教育委員会用 5部	
	採択地区用 4部	
その他の教育委員会 (共同採択地区)	教育委員会用 5部	
	採択地区用 構成市町村数+3部	
教科書センター	2部	5月末

- ・ 中学校用教科書

令和5年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付されない。

- ・ 高等学校用教科書

送付先	送付部数の上限	送付時期
中等教育学校 (後期課程) を所管する教育委員会	1部	4月末
中等教育学校 (後期課程)	1部	4月末
教科書センター	1部	5月末

イ 留意事項

- ・ 発行者から送付される教科書見本の種類及び部数の上限は、毎年度、文部科学省から発行者に通知しており、それを超える送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長や教師等を含む全て

の学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者) に対する献本若しくは貸与は認められていない。採択関係者から発行者に対して上限を超える送付、又は献本若しくは貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

- ・ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

また、採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、適切に保管・管理をすること。

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

また、「学習者用デジタル教科書」の完全見本については、紙の教科書の内容と同一であるため、提供や貸与を受けてはならないので注意すること。

(5) 過大な宣伝活動等への対処 (参照：公正確保通知P. 6～8「1 (5)」)

ア 公正確保通知1 (5) の外、「教科書発行者行動規範」(以下「行動規範」という。公正確保通知 P. 13 にURLの掲載あり。) を参照すること。

イ 各教育委員会においては、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や行動規範等に違反する行為について、発行者に求めることのないようにすることはもとより、発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

(6) 発行者との関係 (参照：公正確保通知P. 8～10「1 (6)、(7)」)

ア 質の高い教科書の実現のためには、発行者が教師等から意見を聴取することは大きな意義を有する側面もあり、また、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たり両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられる。

一方で、仮に教師等と発行者の認識が、教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、地域住民等から見れば教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して、利害関係者との接触に当たり、法令の外、貴教育委員会の条例・規則等に従う必要がある旨を周知徹底すること。

イ 採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

ウ 発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する学校・教育委員会等に報告するよう、全ての教師等に対して指導するとともに、報告を受けた教育委員会は、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、東京都教育庁指導部管理課教科書担当宛てに速やかに情報提供を行うこと。

3 教科書採択方法の改善

(1) 採択権者の判断と責任（参照：公正確保通知 P. 10～11「2（1）」）

ア 教科書の採択に当たっては、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。

イ 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。

＜不適切な採択方法＞

- ・教師等の投票によって決定される
- ・事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
- ・十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
- ・その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される

(2) 教科書の調査研究の充実等（参照：公正確保通知 P. 11～13「2（3）」）

ア 教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言いがたい。教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。

イ 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

4 採択に当たっての留意事項について

(1) 各学校段階における令和5年度の教科書採択（参照：採択事務処理通知 P. 2「1（1）～（5）」）

ア 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登録されているもののうちから採択すること。

イ 中学校用教科書の採択について

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、無償措置法第14条及び同法施行令第15条の規定に基づき、同法施行規則第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

ウ 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

・ 小学部

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登録されている小学部用の教科書のうちから採択すること。

・ 中学部

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、下記オのとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書（以下「附則9条本（一般図書）」という。）の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

エ 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和6年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

オ 附則9条本（一般図書）の採択について

- ・ 特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級並びに高等学校（中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）を含む。）においては、附則9条本（一般図書）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。
- ・ 特別支援学校・学級用の附則9条本（一般図書）の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。

（2）採択する際の検討の在り方について（参照：採択事務処理通知 P. 2「2（3）、3（2）」）

ア 学習者用デジタル教科書の考慮について

- ・ 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。
- ・ 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。
- ・ 5月上旬頃、小学校英語のデジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定であること。その際の留意事項については、別途通知する。

イ ユニバーサルデザインに関する配慮について

各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

（3）教科書採択に関する情報の公表（参照：採択事務処理通知 P. 5「2（4）」）

ア 義務教育諸学校においては、教科書を採択したとき、遅滞なく採択結果、採択理由その他の事項（教科書調査研究資料等）を公表するよう努めるものとされている（無償措置法第15条、無償措置法施行規則第7条）。

イ 毎年度文部科学省が実施する「採択関係状況調査」の結果が「公正確保通知」に別添資料として添付されている。貴教育委員会の状況を確認の上、更に十分な取組がされるよう、採択手続の適正化に努めること。

（4）編修趣意書（参照：採択事務処理通知 P. 6「3（4）」）

文部科学省が、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で公正確保通知 P. 6「3（4）」にURLが掲載されているので、採択事務処理を行う際には参考にすることができること（令和5年度は4月下旬頃に更新予定）。

4 都教育委員会における令和5年度の調査研究に関する日程（予定）

全教科の小学校用教科書について調査研究を行う。

【都教育委員会における調査研究に関する日程（予定）】

時期（予定）	附則9条本
4月下旬	・審議会①答申（採択方針）
4月下旬	・教育委員会への報告（審議会①） ・調査研究開始
6月上旬	・審議会②答申（調査研究資料）
6月下旬	・教育委員会への報告（審議会②） ・調査研究資料の公開

※上の表における「審議会」とは「東京都教科用図書選定審議会」を指す。

※ここでは、都教育委員会の業務のうち、他の採択権者への指導・助言・援助に関連する内容のみ記載した。

<連絡先>

東京都教育庁指導部管理課 教科書担当 利根川

電話：03-5320-6834

メール：Yasuhiro_Tonegawa@member.metro.tokyo.jp

資料5

(写)

4文科初第2729号
令和5年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。については、上記の事実や令和4年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

(ア) 選定することが不相当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）を選任することは不相当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不相当であること。

※ 1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）「第一2.留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

(イ) 著作編修関係者名簿

- 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。
- もっとも、3月末を目途に、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和4年度に検定を経た教科書について、協会非加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。
- これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※2 これらの情報のうち教科書の編著者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」）、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿

泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱いについて

(ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限について、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

(イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ただし、令和3年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和3年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方

で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和5年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和5年3月31日付け4文科初第2732号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

(ウ) 教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

- 近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(エ) 教科書発行者の不当な利益供与への対処等

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(5) 過大な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。
- しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過大な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本(申請図書)の取扱いについて)

- ・検定申請本(申請図書)は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にそれと同視され得る活動を含む。)に使用することは一切認められていないこと。

※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣言活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中の、教科書発行者(教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。)において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(※6)を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととす

る取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。

- また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

- 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。

- なお、「採択関係者」とは、教育委員会関係者又は校長や教師等を含むすべての学校関係者その他教科書採択に関与しうるすべての者をいう。

- 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。

- よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例> (教科書発行者行動規範より)

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等への講師の派遣その他の労務の提供、又は当該会議等の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費ないしは当該会議等に係る会場費、印刷代等の提供
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷

物等への過大な広告費・協賛金等の支出

- ・ 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・ 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

<許容される行為>

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。

ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物、その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・ 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。

これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

(ウ) その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。

- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。

- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（7）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

（1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。
<不適切な採択方法>
 - ・ 教師等の投票によって決定される
 - ・ 事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
 - ・ 十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
 - ・ その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、

採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

(2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

○ 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

○ 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

<具体的な取組例>

- ・市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
- ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
- ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。

○ 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。

- ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。
- ・都道府県教育委員会や採択権者が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めている。

(3) 教科書の調査研究の充実等について

(ア) 教科書見本の十分な活用

○ 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

- このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の充実

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。

その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

(参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code220203.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（都道府県教育委員会）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：都道府県教育委員会（特に記載のない場合は全国47都道府県が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

都道府県教育委員会における採択の決定時期等について

1-1-1

都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択決定時期について

	数	割合
① 7月16日以前	2	4.3%
② 7月17日～7月31日	0	0.0%
③ 8月1日～8月10日	5	10.6%
④ 8月11日～8月20日	3	6.4%
⑤ 8月21日～8月31日	19	40.4%
⑥ 9月1日以降	18	38.3%
合計	47	100%

1-1-2

都道府県教育委員会（※）が設定した市町村教育委員会による需要数報告の期限について

	数	割合
① 7月16日以前	5	14.7%
② 7月17日～7月31日	8	23.5%
③ 8月1日～8月16日	10	29.4%
④ 8月17日～8月31日	7	20.6%
⑤ 9月1日～9月16日	2	5.9%
⑥ 特段設けていない。	2	5.9%
合計	34	100%

※市（区）町村立高等学校を設置する市（区）町村の所在する34都道府県について

1-2

都道府県教育委員会における採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	20	42.6%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	12	25.5%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	6.4%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	12	25.5%
合計	47	100%

1-3

都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-3-1

都道府県教育委員会の管轄下における都道府県立高等学校で使用する教科書を採択する際の各学校への採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	0	0.0%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない。	1	2.1%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している。	46	97.9%
合計	47	100%

1-3-2

各学校が都道府県教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った。	43	91.5%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみを行った。 例) 採択希望のあった教科書が教科書目録から選択されているか、 教科・科目・種目と一致しているか 等	4	8.5%
合計	47	100%

1-3-3

各学校が都道府県教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の観点について（複数選択可能）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	21	48.8%
②各学校・学科の教育目標・方針への適合性	31	72.1%
③学校における選定理由	43	100%
④その他	4	9.3%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した43都道府県が回答

1-3-4

各学校が都道府県教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の採択結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	42	97.7%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	1	2.3%
合計	43	100%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した43都道府県が回答

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

都道府県の教科用図書選定審議会の委員について

		当該組織の 構成員総人 数	内訳							
			(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会事 務局職員	(7)その他	
①	都道府県の 教科用図書選定 審議会の委員	人数 (人)	618	55	118	166	87	54	176	91
		割合 (%)	100	8.9	19.1	26.9	14.1	8.7	28.5	14.7
②	都道府県の教科 用図書選定審議 会の調査員	人数 (人)	758	4	14	498	1	9	224	8
		割合 (%)	100	0.5	1.8	65.7	0.1	1.2	29.6	1.1

2-2

都道府県立高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	数	割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	22	46.8%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	2	4.3%
④その他の方法で調査研究組織を設置	1	2.1%

2-3

都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	43	91.5%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	4	8.5%
合計	47	100%

2-4

都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合に、その基準を各学校に示しているかについて

	数	割合
①採択に関する基準を示した。	43	100%
②採択に関する基準を示さなかった。	0	0.0%
合計	43	100%

※2-3で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した43都道府県が回答

2-5

都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	34	79.1%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	20	46.5%
③各学校・学科の教育目標・方針への適合性	39	90.7%
④各教科書の説明等の理解しやすさ	25	58.1%
⑤各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	25	58.1%
⑥各教科書の使いやすさや見やすさ	25	58.1%
⑦いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	16	37.2%
⑧その他の観点や基準	10	23.3%

※2-3で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した43都道府県が回答

3 採択に係る資料の公表等について

3-1

都道府県教育委員会における採択資料の公表等について

	公表※	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
			ホームページ	情報センター等	その他	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	18 38.3%	29 61.7%	15	6	1	5	21	3
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	13 27.7%	34 72.3%	8	5	2	5	22	7
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	37 78.7%	10 21.3%	29	11	3	1	9	0
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	18 38.3%	29 61.7%	9	9	1	6	20	3
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	26 55.3%	21 44.7%	26	1	0	7	6	8

※請求に応じて開示している場合や報道関係者への資料配布等のみを行った場合は「公表」に含まない。

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数選択可）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	1	2.1%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	27	57.4%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	11	23.4%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	2	4.3%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	2	4.3%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	10	21.3%
⑦その他	7	14.9%

4-2

都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	39	83.0%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	5	10.6%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4%
合計	47	100%

5 教科書展示会について

5-1

教科書展示会の会場数等について

①都道府県域内において開催された法定展示会（※）の会場数の総数	1195
②来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	856
③来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	339

※令和4年度における「法定展示期間」は6月1日から7月31日までの任意の14日間。

来場者数の把握を行っている法定展示会の856の会場の内、来場者数の延べ人数は39995人（概数）

6 図書館等への教科書の整備について

6-1

都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	数	割合
①教科書センターで閲覧に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7%
②学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	1	2.1%
③公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	13	27.7%
④特に整備していない。	1	2.1%

7 採択に関する公正確保について

7-1

都道府県教育委員会における公正確保のための措置について（複数選択可能）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	6	12.8%
③特に措置を行っていない。	0	0.0%

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（市区町村教育委員会）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：高等学校を設置する市区町村教育委員会（特に記載のない場合は105市区町村が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため実際は100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

市区町村教育委員会における採択の決定時期について

	数	割合
① 7月16日以前	21	20.0%
② 7月17日～7月31日	37	35.2%
③ 8月1日～8月10日	15	14.3%
④ 8月11日～8月20日	6	5.7%
⑤ 8月21日～8月31日	21	20.0%
⑥ 9月1日以降	5	4.8%
合計	105	100%

1-2

市区町村教育委員会における採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	92	87.6%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	4	3.8%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	1	1.0%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	8	7.6%
合計	105	100%

1-3

市区町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-3-1

市区町村教育委員会の管轄下における市区町村立高等学校で使用する教科書を採択する際の各学校への採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	1	1.0%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない。	9	8.6%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している。	95	90.5%
合計	105	100%

1-3-2

各学校が市区町村教育委員会（※）に希望を提出している場合の審査について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った。	91	87.5%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみを行った。 例) 採択希望のあった教科書が教科書目録から選択されているか、 教科・科目・種目と一致しているか 等	11	10.6%
③検討を行わなかった。	2	1.9%
合計	104	100%

※1-3-1で②又は③（各学校の採択希望を聴取している場合）を選択した104市区町村が回答

1-3-3

各学校が市区町村教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて行う審査の観点について（複数選択可能）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	28	30.8%
②市町村の教育目標・方針への適合性	56	61.5%
③各学校・学科の教育目標・方針への適合性	70	76.9%
④学校の選定理由	83	91.2%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した91市区町村が回答

1-3-4

各学校が市区町村教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の採択結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	91	100%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0%
合計	91	100%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した91市区町村が回答

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

市区町村立高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	数	割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	10	9.5%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	95	90.5%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	1	1.0%
④その他の方法で調査研究組織を設置	5	4.8%

2-2

市区町村立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	76	72.4%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	29	27.6%
合計	105	100%

2-3

市区町村教育委員会（※）が採択に関する基準を設けている場合に、その基準を示しているかについて

	数	割合
①採択に関する基準を示した。	74	97.4%
②採択に関する基準を示さなかった。	2	2.6%
合計	76	100%

※2-2で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した76市区町村

2-4

市区町村教育委員会（※）が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	56	73.7%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	29	38.2%
③市区町村の教育目標・方針への適合性	48	63.2%
④各学校・学科の教育目標・方針への適合性	59	77.6%
⑤各教科書の説明等の理解しやすさ	49	64.5%
⑥各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	51	67.1%
⑦各教科書の使いやすさや見やすさ	51	67.1%
⑧いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	30	39.5%
⑨その他の観点や基準	4	5.3%

※2-2で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した76市区町村

3 採択に係る資料の公表等について

3-1

市区町村教育委員会における採択資料の公表等について

	公表※	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由			
			ホームページ	情報センター等	その他	都道府県教育委員会が公表しているため	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	その他
① 市区町村教育委員会が作成する採択基準	25 26.3%	80 84.2%	19	9	1	1	25	39	15
② 市区町村教育委員会が作成する選定関係資料	27 28.4%	78 82.1%	16	13	2	1	24	46	7
③ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択結果	48 50.5%	57 60.0%	38	12	5	0	10	46	1
④ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択理由	31 32.6%	74 77.9%	23	9	3	0	18	54	2
⑤ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	51 53.7%	54 56.8%	46	9	1	0	14	38	2

※請求に応じて開示している場合や報道関係者への資料配布等のみを行った場合は「公表」に含まない。

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

市区町村教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数選択可能）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	2.9%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	42	40.0%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	35	33.3%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	7	6.7%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	10	9.5%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	28	26.7%
⑦その他	6	5.7%

4-2

市区町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	98	93.3%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	1	1.0%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	6	5.7%
合計	105	100%

5 図書館等への教科書の整備について

5-1

市区町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	数	割合
①学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	6	5.7%
②公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	30	28.6%
③特に整備していない。	70	66.7%

6 採択に関する公正確保について

6-1

市区町村教育委員会における公正確保のための措置について（複数選択可能）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	105	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	3	2.9%
③特に措置を行っていない。	0	0.0%

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（国立・公立大学法人が設置する高校、私立高校用）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：国立・公立大学法人が設置する高等学校（26学校が回答）、私立高等学校（1164学校が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択決定時期と採択方法について

1-1

採択の決定時期等について

	国立・公立大学法人が設置する高校		私立	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
① 7月16日以前	16	61.5%	772	66.3%
② 7月17日～7月31日	5	19.2%	273	23.5%
③ 8月1日～8月10日	1	3.8%	39	3.4%
④ 8月11日～8月20日	0	0.0%	15	1.3%
⑤ 8月21日～8月31日	1	3.8%	19	1.6%
⑥ 9月1日以降	3	11.5%	46	4.0%
合計	26	100%	1164	100%

1-2

採択方法について

	国立・公立大学法人が設置する高校		私立	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	19.2%	104	8.9%
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0.0%	17	1.5%
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	19	73.1%	993	85.3%
④ 特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0.0%	27	2.3%
⑤ その他	2	7.7%	23	2.0%
合計	26	100%	1164	100%

2 採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成	公表・非公表の別		作成なし
				公表	非公表	
①採択基準	国立・公立	26校 (100%)	10校 (38.5%)	公表	4校	16校 (61.5%)
				非公表	6校	
	私立	1164校 (100%)	210校 (18%)	公表	87校	954校 (82%)
				非公表	123校	
②選定関係資料	国立・公立	26校 (100%)	9校 (34.6%)	公表	4校	17校 (65.4%)
				非公表	5校	
	私立	1164校 (100%)	242校 (20.8%)	公表	95校	922校 (79.2%)
				非公表	147校	
	属性	合計	公表		非公表	
③採択結果	国立・公立	26校 (100%)	17校 (65.4%)		9校 (34.6%)	
	私立	1164校 (100%)	486校 (41.8%)		678校 (58.2%)	
④採択理由	国立・公立	26校 (100%)	15校 (57.7%)		11校 (42.3%)	
	私立	1164校 (100%)	216校 (18.6%)		948校 (81.4%)	

4 文科初第 2 7 3 2 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

(公印省略)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間の教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、教科書の宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられています。しかしながら、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

過去に教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が発生し、これが二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されました。

しかし、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

文部科学省としても今回の事案を重く受け止めており、先日、教科用図書検定規則に基づき、当該発行者に対して、令和 5 年度の中学校用教科書の 3 種目を検定審査不合格とする処分方針を通知したところです。

教科書業界全体として、二度とこのような事態が生じることがないように、教科書発行者における徹底した不断の取組が不可欠です。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが強く求められます。

ついでには、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。
- 令和5年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小学校用教科書]

・ 都道府県教育委員会	:	15 部
・ 指定都市教育委員会	:	17 部
・ 中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8 部
・ その他の市町村教育委員会	:	5 部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1 部
・ 教科書センター	:	2 部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[中学校用教科書]

- ・ 令和5年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則(昭和39年文部省令第2号)第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、上記「小学校用教科書」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和4年度に検定を経た教科書の見本

- ・ 都道府県教育委員会 : 6 部
 - ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会 : 原則 1 部
 - ・ 高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） : 原則 1 部
 - ・ 教科書センター : 1 部
- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

◇ 令和3年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和4年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和4年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 令和4年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和4年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に 1 部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。
- また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。
- ・ 上記を除き、「採択関係者」（教育委員会関係者又は校長や教師等を含む）

むすべての学校関係者その他教科書採択に関与し得るすべての者をいう。（以下同じ。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。

特に、令和3年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日（教科書センターには5月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 令和5年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報については、教科書協会や文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、同年度末を目途に送付することとしているため、これを取りまとめた上で、当該編著作者及び編集協力者の同意を得ること。
- 教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該執筆者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては教科書協会を通じて、各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者か

らの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(検定申請本の取扱いについて)

- 令和5年度においては、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。
 - ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
 - ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
 - ・ 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過大な宣伝活動等について)

- 採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。
 - ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
 - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催す

ることを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

- 採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。
この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(違反した場合の対応について)

- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表する場合もあること。
- また、事案の内容を踏まえ、法令上の要件に該当する場合は下記の措置を講ずる場合もあること。
 - ・ 検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。
【教科用図書検定規則第7条第2項】
 - ・ 教科書の採択に関して教科書発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、同一の教科書の採択期間中（4年間）であっても、当該不公正な行為に関する教科書と同一種目の教科書を採択替えすることができる。
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第2項、同法施行規則第6条第2号】
 - ・ 教科書発行者やその代表者等が図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合については、既に行った教科書発行者の発行指定の取消しを行うこととなること
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条第1号】
- なお、教科書発行者の構成員が採択関係者に不当な利益を供与した場合、事案の内容によっては、刑法上の贈賄罪等の法的責任を負う可能性があること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであることを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- なお、万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

(写)

資料6

4 初教科第72号
令和5年3月31日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
安井 順 一 郎

(公印省略)

令和6年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和5年3月31日付け4文科初第2729号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な教科書の採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

文部科学省では、各採択権者の採択事務処理の円滑化・効率化に資するように、採択事務処理等（需要数報告事務処理も含む）に係る必要な情報を取りまとめ、以下のポータルサイトを新設したことから積極的に活用されたい。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【採択事務処理等ポータルサイト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282214_00007.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1. 各学校段階における令和5年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

① 小学部

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている小学部用の教科書のうちから採択すること。

② 中学部

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、下記の（5）のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

(4) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和6年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(5) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級並びに高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の規定により、教

科書目録に搭載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ② 特別支援学校・学級用の一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「令和5年度用一般図書契約予定一覧について」（令和5年2月22日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、供給可能であるかどうかを、令和5年度中に、十分に確認しておくこと。

なお、令和6年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2. 採択に当たっての留意事項について

（1）教科書の採択期限について

義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前

年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(2) 同一の教科書の採択期間について

義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。

その特例として、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされていること。またその際には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えない。

(3) 採択する際の検討の在り方について

① 学習者用デジタル教科書の考慮について

- 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。
- 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書(以下「デジタル教科書」という。)を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

② ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。
- 各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
 - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、

模様を付けたりする。

○レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は境目をわかりやすくする。

(4) 教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（令和5年3月31日付け4文科初第2729号文部科学省初等中等教育局長通知別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

また、高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(5) その他

令和5年度においては、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、採択関係者と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

3. 教科書見本等について

(1) 教科書見本の送付について

教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保につい

て」（令和5年3月31日付け4文科初第2732号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

また、同通知において、教科書発行者に対しては、令和4年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。

（2）高等学校用教科書見本の取扱いについて

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できるとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

（3）デジタル教科書の見本について

小学校英語においては、デジタル教科書を採択時の考慮の一事項することができることから、来年度の5月上旬頃、デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定であること。その際の留意事項については、別途通知することとなる。

（4）編修趣意書について

文部科学省では、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で以下のURLに掲載しているため、採択事務処理を行う際には参考にすることができること。

加えて、各採択権者にその旨を周知すること（令和5年度は4月下旬頃に更新予定）。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

4. 教科書展示会及び教科書センターについて

（1）教科書展示会の意義について

教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

なお、文部科学省ホームページ（※）においても、各都道府県教育委員会が毎年開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

（※）文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1359114.htm

（2）令和5年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、6月14日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催す

ること（令和5年文部科学省告示第13号）。

(3) 出品教科書に関する留意点について

教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

また、出品された教科書見本については、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第9条により、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、これを展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

(4) その他教科書展示会について

法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

(5) 教科書センターについて

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

教科書センターの新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

その際、報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

5. 需要数報告について

(1) 需要数報告の期限について

需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

(2) 需要数報告の変更について

需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

(3) 一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について

特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等（拡大教科書・点字教科書）の需要数報告については、別途7月頃に送付する通知を参照すること。

なお、音声教材については、必要とする児童生徒への円滑な提供のため、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定である。教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

(4) 高等学校使用教科書の需要数報告について

高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるため、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

6. 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づいて告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

7. 今後の検定・採択のスケジュール等について

令和5年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

また、文部科学省では、教科書に関する法令等について、最新の法改正等を反映させた教科書関係法令集（令和5年4月時点）を取りまとめ、以下の文部科学省ホームページに掲載したので適宜参考にされたい。

【教科書関係法令集（令和5年4月）】

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00002.htm

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
学校種別等区分		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎				◎		
		採択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

浜 佳葉子

(公印省略)

令和6年度使用義務教育諸学校用教科書の採択方針について（通知）

東京都教育委員会は、令和5年4月21日に開催した東京都教科用図書選定審議会（第1回）において、「教科書の採択方針」について諮問し、別紙のとおり答申を得ました。

つきましては、令和6年度使用義務教育諸学校用教科書の採択に当たっては、下記について特段の御留意をいただきますようお願いいたします。

記

教科書採択に当たっての留意事項について

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

<担当>

東京都教育庁指導部管理課（教科書担当） 利根川

電話：03-5320-6834

メール：Yasuhiro_Tonegawa@member.metro.tokyo.jp



令和5年4月21日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口 豊



教科書の採択方針について（答申）

令和5年4月21日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）

及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校小学部の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和5年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

教科書展示会の実施について

1 目的

保護者等区民に教科書を公開することにより、教育内容への一層の関心と理解を深めることを目的とする。

2 内容

教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、法定展示会を14日間開催するとともに、特別展示会を10日間開催する。

3 展示期間

特別展示会：令和5年6月8日（木）から6月17日（土）

法定展示会：令和5年6月18日（日）から7月2日（日）

※6月25日の休館日を除く

4 展示時間

千代田図書館の開館時間と同じ

・月～金 午前10時から午後10時まで

・土 午前10時から午後7時まで

・日・最終日 午前10時から午後5時まで

5 展示教科書

「小学校」「中学校・中等教育学校前期課程」「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する。

6 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）

いじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和5年4月末の報告)

教育委員会資料
令和5年5月23日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		白鳥教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年				4月は授業日数が30日に満たないため、不登校報告はありません。				
	2年								
	3年					1	1		
	4年	3		3		1	1		
	5年					1	1		
	6年	2		2		1	1		
中・中等(前期)	1年				1	1			
	2年	3		3	2	2			
	3年				2	2			
中等(後期)	4年								
	5年								
	6年								
計	合計	8		8		9	9		

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和5年5月23日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
5	23	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
5	24	水	9:10~	指導課訪問 番町幼稚園	番町幼稚園	
5	25	木				
5	26	金				
5	27	土		魏町中学校、神田一橋中学校 体育祭	魏町中学校 神田一橋中学校	
5	28	日				
5	29	月	10:00~	指導課訪問 番町小学校	番町小学校	
5	30	火				
5	31	水	10:00~	指導課訪問 千代田小学校	千代田小学校	
6	1	木				
6	2	金				
6	3	土				
6	4	日				
6	5	月	10:00~	教育委員訪問 お茶の水小学校 ◎	お茶の水小学校	教育委員出席
6	6	火				
6	7	水				
6	8	木				
6	9	金	10:00~	教育委員訪問 昌平幼稚園 ◎	昌平幼稚園	教育委員出席
6	10	土				
6	11	日				
6	12	月	10:00~	指導課訪問 魏町幼稚園	魏町幼稚園	
6	13	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	14	水				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	15	木				
6	16	金				
6	17	土				
6	18	日				
6	19	月	10:00~	指導課訪問 和泉小学校	和泉小学校	
6	20	火				
6	21	水	12:45~ 受付開始	保幼小合同研修会【神田地区】 ◎	千代田小学校・幼稚園	教育委員出席
6	22	木				
6	23	金	9:00~	教育委員視察	TOKYO GLOBAL GATEWAY	教育委員出席
6	24	土				
6	25	日				
6	26	月				
6	27	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	28	水				
6	29	木				
6	30	金				
7	1	土				
7	2	日				
7	3	月				
7	4	火				
7	5	水				
7	6	木				

「広報千代田」
6月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）

12件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども総務課	至大荘「親子の臨海体験」	九段中等教育学校が夏季臨海施設として使用する「至大荘」でアストロバイオロジーセンター特任専門員日下部博士（理学）の研修プログラムを使用した天体観測や地層の観察などを実施	8月①10日（木）～12日（土）②12日（土）～14日（月）③14日（月）～16日（水）（2泊3日）	至大荘（千葉県勝浦市）	（公社）九段事務局
2	子育て推進課	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています	昨年度対象の世帯の方は申請不要ですが、家計が急変された世帯は申請が必要です			
3	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	6月23日（金） 10時30分～ 11時30分	あい・ぽーと麹町 （三番町7）	NPO法人 あい・ぽーとステーション
4	児童・家庭支援センター	親子の絆プログラム ベビママの会 ～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby（赤ちゃん）とMama（お母さん）が参加できる初めての交流会。おしゃべりしながら子育てについて楽しく学ぶ	7月12日/19日（水） 10時～12時	西神田児童センター（西神田2-6-2 西神田コスモス館3階）	
5	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜日11時～	2階児童室	四番町図書館
6	文化振興課	図書展示「東京に出会う 人とまちと物語」	東京を舞台とする物語と登場する地域を紹介	5月16日（火）～7月14日（金）	日比谷図書文化館 （日比谷公園1-4）	日比谷図書文化館
7	生涯学習・スポーツ課	ちよだ生涯学習ガイドブック2023を配布	区内で実施する生涯学習関連の講座や講習会、イベント、施設、刊行物などをまとめたガイドブックを配布する	6月中旬頃	九段生涯学習館	九段生涯学習館
8	生涯学習・スポーツ課	すばすたスタディプログラム7月号	すばすた会員でない方も参加できる講座を開催する ①ハッピーハンドメイド「つまみ細工」 ②米粉100%で作るふわふわレシピ ③ハッピーハンドメイド「天然香料で作る白檀線香」	①6月29日（木）18時30分～20時30分 ②7月13日（木）18時30分～20時30分 ③7月22日（土）10時30分～12時30分	①、③九段生涯学習館 ②スポーツセンター	九段生涯学習館
9	生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座 「アロマと暮らそう-楽しくセルフケア-」	精油をつかって、不調改善を目指す。アロマスプレーやヘッドマッサージを体験する	7月25日、8月8日・22日（火）14時00分～15時30分（全3回）	九段生涯学習館	九段生涯学習館

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
10	生涯学習・スポーツ課 第43回昌平童夢寄席	地域の住民・昌平童夢館利用者向けに、落語家を招いて寄席を開催する	6月17日(土)または6月24日(土)	昌平小学校 多目的ホール	昌平評議会
11	生涯学習・スポーツ課 ラジオ体操指導者講習会	区内在住・在勤者を対象にラジオ体操指導者育成の講習会を行う	7月8日(土) 18時～	神田一橋中学校体育館	千代田区ラジオ体操会連盟
12	生涯学習・スポーツ課 区民スポーツ大会「ファミリーバレーボール大会」	中学生以上の区内在住者・在勤者を対象にファミリーバレーボール大会を開催する	7月17日(月・祝) 10時～	スポーツセンター	